被災者生活再建支援法に関する地方公共団体等の要望

要望主体	要　望　書	時　期	内　　容	被害規模（戸数要件）の緩和	大規模災害が発生した場合の負担の明確化	国の負担割合の見直し	半壊世帯（一部損壊世帯）を対象に追加	床上浸水世帯を対象に追加	液状化等の敷地被害を対象に追加	支給（限度）額の増額	住宅再建共済制度	緩和・拡大	その他
茨城県	要望	平成24年5月	被災者生活再建支援法に基づく支援金については、支給対象に半壊の世帯を加えるなど、積極的な支援を行うこと。				○						
つくば市	要望	平成24年5月	被災者の生活再建に向け、被災者生活再建支援制度を適用し、きめ細かな支援を行うこと。										○
栃木県	要望	平成24年5月	・被災者生活再建支援法の適用について、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応すること。 ・支援金の支給対象についても、半壊の世帯を追加するなど、積極的な支援を行うこと。	○			○						
全国知事会	被災者生活再建支援法の見直しに係る緊急要望	平成24年7月	現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在し、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。	○									
九州地方知事会	要望書	平成25年1月	同一災害で被災しても制度が適用されない市町村が発生するなど、不均衡が生じているため、一市町村でも適用となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災市町村が支援対象となるよう見直すこと。	○									
亘理町	要望書	平成25年1月	震災で持ち家が被害にあったが、住んでいなかった方に対しても義援金・生活再建支援金等の財政支援。										○

被災者生活再建支援法に関する地方公共団体等の要望

要望主体	要　望　書	時　期	内　　容	被害規模（戸数要件）の緩和	大規模災害が発生した場合の負担の明確化	国の負担割合の見直し	半壊世帯（一部損壊世帯）を対象に追加	床上浸水世帯を対象に追加	液状化等の敷地被害を対象に追加	支給（限度）額の増額	住宅再建共済制度	緩和・拡大	その他
宇治市議会	京都府南部地域豪雨に対する要望について	平成25年4月	・被災者支援の充実について被災者支援の充実について住宅再建支援額の上限を引き上げること。 ・被害状況による支援対象制限の緩和、既存ローンの負担軽減の支援、住宅設備・自動車などの被害を対象とすること。 ・農林業を含む中小事業者の生活に向け、事業所等への支援を対象にすること。							○			○
九州地方知事会	26年度予算に関する要望等	平成25年6月	・同一災害で被災しても、市町村の全壊世帯数によっては制度が適用されない市町村が発生するなど不均衡が生じているため、一部市町村のみが適用となるような自然災害が発生した場合、関連する被災市町村も含めて支援対象とするなど柔軟な制度となるよう見直すこと。 ・被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とするとともに、住宅に限らず、生業に必要不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。 ・被災者生活再建支援制度の見直しが行われるまでの間、国制度の対象外となっている半壊世帯などについて、地方公共団体が独自の制度により支援する場合には、国による県への財政支援を行うこと。	○			○						○
宮城県市長会	東日本大震災からの復旧・復興に関する特別決議への回答	平成25年6月	被災者生活再建支援制度について，津波により住家全体が流失した世帯など、住家被害が甚大な場合は特段の支援が必要であることから，制度の拡充を図ること。										○
京都府	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	住宅被害を受けた被災者が、元の生活環境を取り戻すために必要となる各種の支援制度について、十分な財政措置を行うとともに迅速かつ柔軟な運用を行うこと。										○
京都府議会	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	住宅被害を受けた被災者が、元の生活環境を取り戻すために必要となる各種の支援制度について、十分な財政措置を行うとともに迅速かつ柔軟な運用を行うこと。										○
京都市	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	住宅被害を受けた被災者が、元の生活環境を取り戻すために必要となる被災者生活再建支援法に基づく支援金制度をはじめとする各種の支援制度について、対象を拡大する等、柔軟かつ迅速な運用										○
滋賀県	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	被災者の生活再建や被災住宅の復旧のための支援が充実するよう、特別警報が発表された地域においては適用要件の緩和や、半壊家屋、一部損壊家屋、床上浸水家屋への適用拡大等、制度の見直し。	○			○	○					○
栗東市	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	土砂災害等による被災者の生活再建支援、住宅の再建支援等に対しての財政支援及び復旧支援										○
岩手県	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	・被災者生活再建支援制度の適用の要件を緩和するとともに、住宅半壊世帯も対象とするなど支給範囲を拡大すること。 ・床上浸水や床下浸水など全壊・半壊に至らない被害を含めて、被災した住宅の修繕や再建に対する手厚い支援を行うとともに、宅地の損壊の復旧を行うための支援制度を創設するなど、被災住宅や宅地の復旧に向けた対策を講じること。				○	○					
つがる市	大雨等被害に係る地方自治体からの要望書	平成25年8月	被災者の生活再建の支援が充実するよう、適用要件の緩和や適用拡大等、制度の見直し。										○
四国4県議会正副議長会	四国4県議会正副議長会議の要望書	平成25年10月	被災者生活再建支援法については、対象となる自然災害に係る戸数の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど制度の拡充を図るとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償をするなど所要の措置を講じること。	○		○	○						

被災者生活再建支援法に関する地方公共団体等の要望

要望主体	要　望　書	時　期	内　　容	被害規模（戸数要件）の緩和	大規模災害が発生した場合の負担の明確化	国の負担割合の見直し	半壊世帯（一部損壊世帯）を対象に追加	床上浸水世帯を対象に追加	液状化等の敷地被害を対象に追加	支給（限度）額の増額	住宅再建共済制度	緩和・拡大	その他
全国知事会危機管理・防災特別委員会	被災者生活再建支援制度の見直しについて（申入れ）	平成25年9月	「一部地域が被災者生活再建支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと」を要望しているところです。 去る9月2日に埼玉県及び千葉県において発生した竜巻災害においても、同一災害でありながら被災者生活再建支援法の適用されない地域が存在し、不均衡が生じていることから、上記要望事項について早期実現を図るよう申入れます。	○									
埼玉県	被災者生活再建支援法の弾力的な運用に関する緊急要望について	平成25年9月	被災者生活再建支援法の適用に当たっては、同一の地域で発生した同一災害であるということを御理解いただき、弾力的に運用いただきますよう強く要望いたします。	○									
千葉県	被災者生活再建支援制度の見直しに係る緊急要望について	平成25年9月	被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が対象となるよう見直すこと。										
栃木県	竜巻等の突風による災害に対する緊急要望	平成25年9月	被災者生活再建支援法の適用について、竜巻等の突風による被災が多発している状況を踏まえ、被害の実情に沿った柔軟な対応を検討すること。	○									
野田市	平成25年9月2日に発生した竜巻に関する要望書	平成25年9月	・竜巻における被災者生活再建支援法適用区域を被災地域単位とし、被災地全体の合計で10世帯以上の全壊世帯がある場合は、すべての被災市町村を適用単位とする例外的な措置をとること。 ・住家損壊の判定基準を緩和し、被災の実態に即した基準とすること。	○									○
松伏町	平成25年9月2日に発生した竜巻に関する要望書	平成25年9月	埼玉県越谷市、北葛飾郡松伏町及び千葉県野田市を同一地域として、被災者生活再建支援制度を適用すること。	○									